

社会調査の実施

▼問合せ 福祉課
☎ 62-07116

毎年6月1日を基準日として、民生委員・児童委員が担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するため、各家庭を訪問し、それぞれのご家庭の状況を伺う社会調査を実施しています。

調査結果は、町の福祉施策の大切な基礎資料として活用させていただきます。個人のプライバシーは固く守りますのでご理解ご協力をお願いします。

民生委員・児童委員とは

町内の各自治体より推薦され、嵐山町民生委員推薦会及び埼玉県社会福祉審議会を経て厚生労働大臣から委嘱されている地域住民を支援するボランティアです。

委員は、地域福祉向上のため、住民の皆さんの身近なところで、住民の立場に立って相談を受けるほか、地域住民と関係行政機関とのパイプ役として、福祉の向上に努めています。

なお、民生委員・児童委員(41人)のなかに児童問題を専門に担当する「主任児童委員」(2人)がいます。相談内容等、個人の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

6月23日から6月29日までは男女共同参画週間です

▼問合せ 地域支援課
☎ 62-2152

毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。内閣府の今年度キャッチフレーズは、「あなたらしい」「あなたらしい」社会へに決定しました。

第4次嵐山町男女共同参画プラン

町では、すべての町民が性別に関わらず、お互いの人権を尊重して個性と能力を発揮することができるよう第4次嵐山町男女共同参画プラン(令和4年度～令和8年度)を策定しました。今月の広報にパンフレットを折込みましたので、ご覧ください。また、プラン及び策定経過等は町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

株式会社ベイシアと協定を締結しました

▼問合せ 地域支援課

☎ 62-2152

5月11日、町は株式会社ベイシアと「災害時における物資の供給に関する

戦没者等の「遺族の皆さまへ

▼問合せ 福祉課
☎ 62-07116

第11回特別弔慰金の請求を受け付けています。

支給内容

額面 25万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日まで

請求書類

福祉課社会福祉担当までご請求ください。請求者により書類の種類が異なります。

※支給対象者等の詳細については、お問い合わせください。

※令和2年4月1日以降に、既に第11回特別弔慰金の請求を行っている方は、改めて手続する必要はありません。

介護保険地域密着型サービス事業所開設事業者の募集

▼問合せ 長寿生きがい課
☎ 62-07118

町では第8期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の開設事業所を募集します。

対象事業 小規模多機能型居宅介護または看護

協定」を締結しました。

この協定により、大規模災害などが発生した際に必要となる飲料品や食料品、日常生活品などの供給を受けることができます。

納税は納期内に

▼問合せ 税務課
☎ 62-2153

令和4年度町県民税納税通知書を発送します。第1期の納期限は6月30日(木)です。

町県民税(住民税)とはその年の1月1日現在に居住していた市町村において、前年中の所得金額に応じて課税される税金です。

スマートフォンで納付

スマートフォン等の決済アプリを利用して納付できます。詳細は町ホームページをご覧ください。

口座振替で納付

指定の口座から納期ごとに、自動的に引き落とされることにより納税される制度です。納め忘れることがなく、納付に出かける必要もなく、安心・確実・便利な口座振替をおすすめします。

- ・口座振替のできる金融機関
- ・埼玉縣信用金庫・埼玉りそな銀行
- ・りそな銀行
- ・埼玉中央農業協同組合
- ・武蔵野銀行・全国のゆうちょ銀行

本人通知制度

あなたの住民票等が取得された場合にお知らせします

▼問合せ 町民課
☎ 62-2154

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本等が、代理人や第三者の請求により交付されたとき、事前に登録された本人に交付の事実を通知する制度です。

委任状の偽造や身元調査などを目的とした住民票等の不正取得の早期発見や不正取得の抑制につながります。

登録できる方

- ・町に住居登録がある方
- ・町に本籍がある方
- ・登録に必要なもの
- ・登録申請書
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ※登録手続きは無料です。
- ※登録申請書は役場町民課に備えています。町ホームページからダウンロードもできます。

申込方法

納税通知書、預金通帳、届出印鑑をお持ちになり、右記の金融機関の窓口にて「口座振替依頼書」をご記入のうえお申し込み下さい。

5月31日から6月6日は禁煙週間です

▼問合せ 健康いきいき課
☎ 59-6911

今年度のテーマは、「たばこの健康影響を知ろう!」若者への健康影響についてです。

たばこの煙は、喫煙者本人だけでなく、周りの人の健康にも害を及ぼす可能性があります。この機会に、禁煙について考えてみませんか。

自宅で歯科診療や口腔ケアを受けられます

▼問合せ 健康いきいき課
☎ 59-6911

歯科衛生士が歯科診療や口腔ケアの相談に応じ、通院困難な方にはご自宅に伺う歯科医師を紹介する相談窓口を設置しています。お近くの「在宅歯科医療推進拠点」(電話080-8443-8020)までご相談ください。制度全般については埼玉県歯科医師会ホームページをご覧ください。

※代理人及び第三者への証明書の交付をできないようにする制度ではありません。

開示請求

証明書の交付内容を確認するための開示請求ができます。

マイナンバーカード手続きのための特別開庁

▼問合せ 町民課
☎ 62-2154

平日の時間内に来庁できない方へ、マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。

窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。(無料)

日時 6月11日(土)

9時～12時

6月2日(木)・23日(木)

17時15分～19時

予約方法 事前にお電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

道路に隣接する所有地の樹木・生垣の適正管理

▼問合せ まちづくり整備課
☎ 62-0721

民地の樹木が倒れると、道路が通行止めになるなどの交通障害が発生し、危険な状態になります。

枯れ木はもちろん、一見丈夫そうな樹木でも生茂った枝葉の重さで風雨に耐えられず、突如、根元から倒れてしまうケースもあります。

宅地の生垣なども道路に伸びていると通行の妨げになり、特に通学路などの場合は危険です。車道の場合は高さ4.5m、歩道の場合は高さ2.5mの空間に樹木等が入らないようにしてください。

道路に隣接する所有地に、樹木や生垣をお持ちの方は、適切な維持管理をするようお願いいたします。

